

本年の給与勧告のポイントと 給与勧告の仕組み

令和8年10月8日
秋田県人事委員会

01 本年の給与勧告のポイント

月例給の引上げ 《R8.4〜》

❖ 民間給与との較差11,326円（2.99%）

❖ 改定額 11,326円

【内訳】 給料 11,296円 はね返り分※ 30円

※「はね返り分」とは、給料の一定割合で手当額が定められている
地域手当など、給料表の改定に伴い手当額が増減する分をいう。

❖ 改定後の初任給

大卒:249,074円（+9,586円） 短大卒:233,954円（+9,585円）
高卒:217,927円（+9,584円）

（行政職給料表の改定率・平均改定額）

	改定率	平均改定額
1級	4.02%	9,577円
2級	3.58%	9,719円
3級	3.40%	10,854円
4級	3.11%	11,809円
5級	2.98%	12,213円
6級	3.04%	12,818円
7級	3.07%	13,825円
8級	3.07%	14,938円
9級	3.02%	16,553円
全体	3.25%	11,296円

特別給の引上げ 《R8.12〜》

- ❖ 民間の支給状況に見合うよう引上げ
- ❖ 年間4.65月分→4.70月分（+0.05月分）
- ❖ 引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分

（一般職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
令和8年度	期末手当	1.2625月（支給済み）	1.2875月 （現行1.2625月）
	勤勉手当	1.0625月（支給済み）	1.0875月 （現行1.0625月）
令和9年度	期末手当	1.275月	1.275月
	勤勉手当	1.075月	1.075月

各手当の引上げ

①医師等の初任給調整手当の限度額

医療職(－) 417,600円→418,600円

医療職(－)以外 52,100円→ 52,600円

②宿日直手当

通常の宿日直 4,700円→ 5,000円

特殊業務 7,700円→ 8,000円

③特定任期付職員の勤勉手当

人事委員会の承認を得た場合は、支給限度額に3を超えない数乗じた額を支給可能

02 公務員給与決定の諸原則と給与勧告

給与決定の諸原則

- ❖ 地方公務員の給与は、地方公務員法に定められている次の原則に基づいて決定されなければならないとされています。

1.情勢適応の原則

地方公共団体は、給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。【地方公務員法第14条第1項】

2.職務給の原則

職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。【地方公務員法第24条第1項】

3.均衡の原則

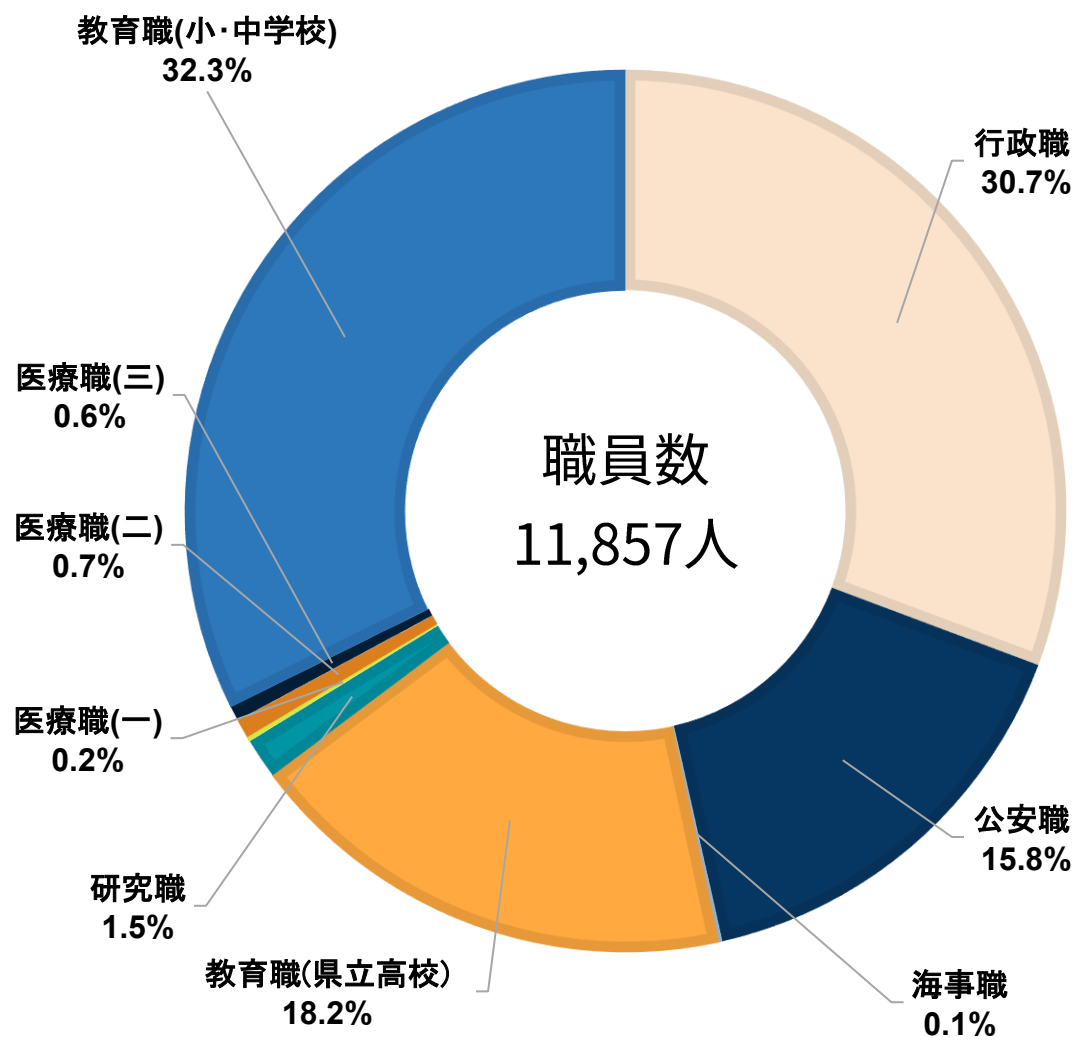
職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。【地方公務員法第24条第2項】

給与勧告

- ❖ 給与勧告は、地方公務員の労働基本権が制約されていることに対する代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有しています。
- ❖ 勧告が実施され、職員について適正な処遇を確保することは、人材の確保や職員の士気の保持、労使関係の安定に資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっています。

03 令和8年4月1日現在の職員の状況

❖ 令和8年4月1日現在の常勤の給料表適用職員（休職者等を除く。）は、**11,857人**となっています。このうち一般行政職員は**3,640人**で、全体の約**30.7%**を占めています。最も多いのは教職員で、県立高校と小・中学校を合わせると**5,987人**と、全体の約**50.5%**と過半数を占めています。



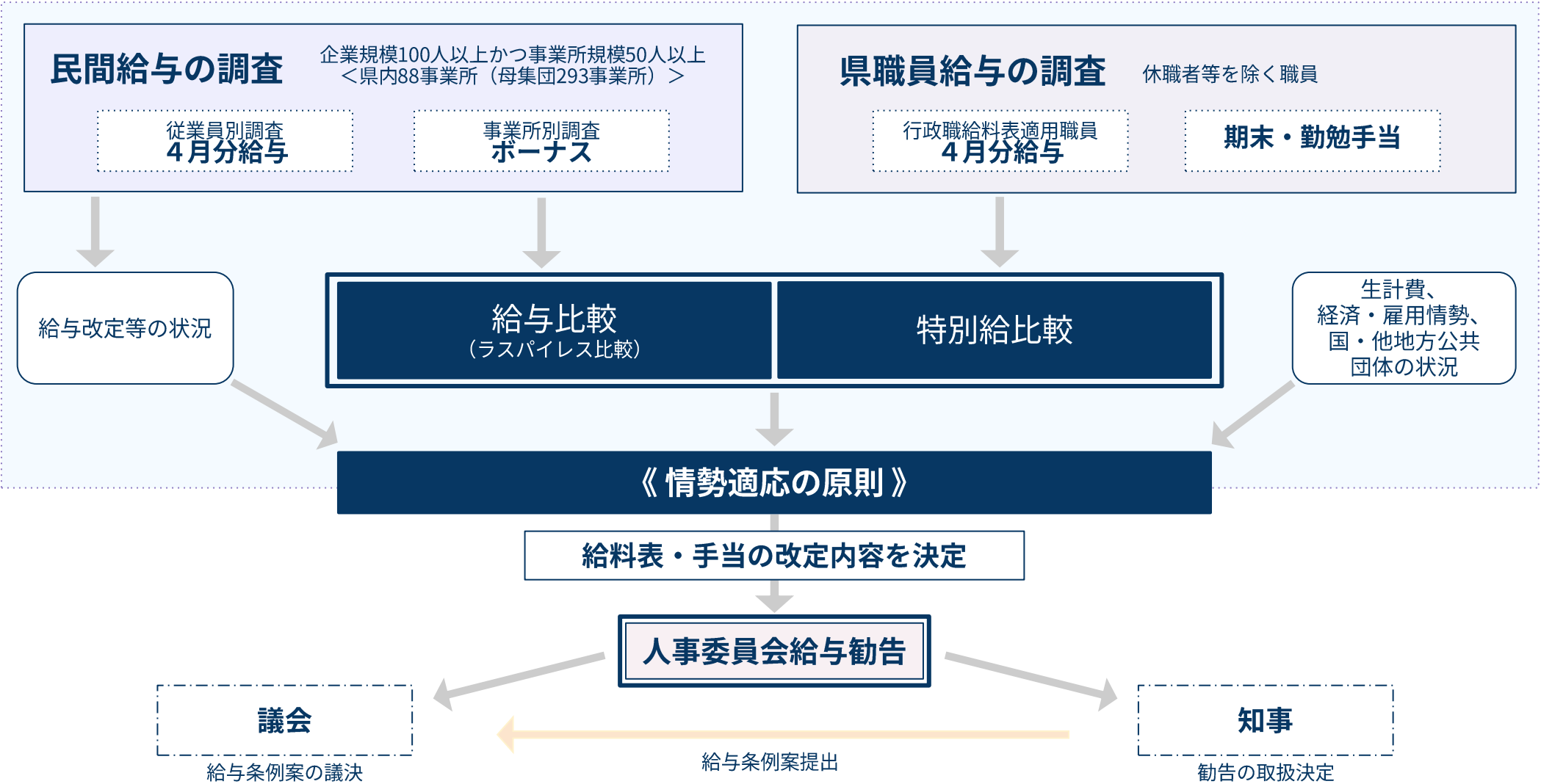
給料表別職員数（令和8年4月1日現在）

	職員数(人)	職員の例
行政職	3,640	一般行政職員
公安職	1,870	警察官
海事職	17	船長、航海士
教育職(県立高校)	2,154	高校の教員
研究職	176	研究員
医療職(一)	19	医師
医療職(二)	82	獣医師、薬剤師
医療職(三)	66	保健師
教育職(小・中学校)	3,833	小・中学校の教員
計	11,857	

(注)本集計には、定年引上げに伴う給料月額7割措置が適用される職員、再任用職員、休職中の職員等は含まない。

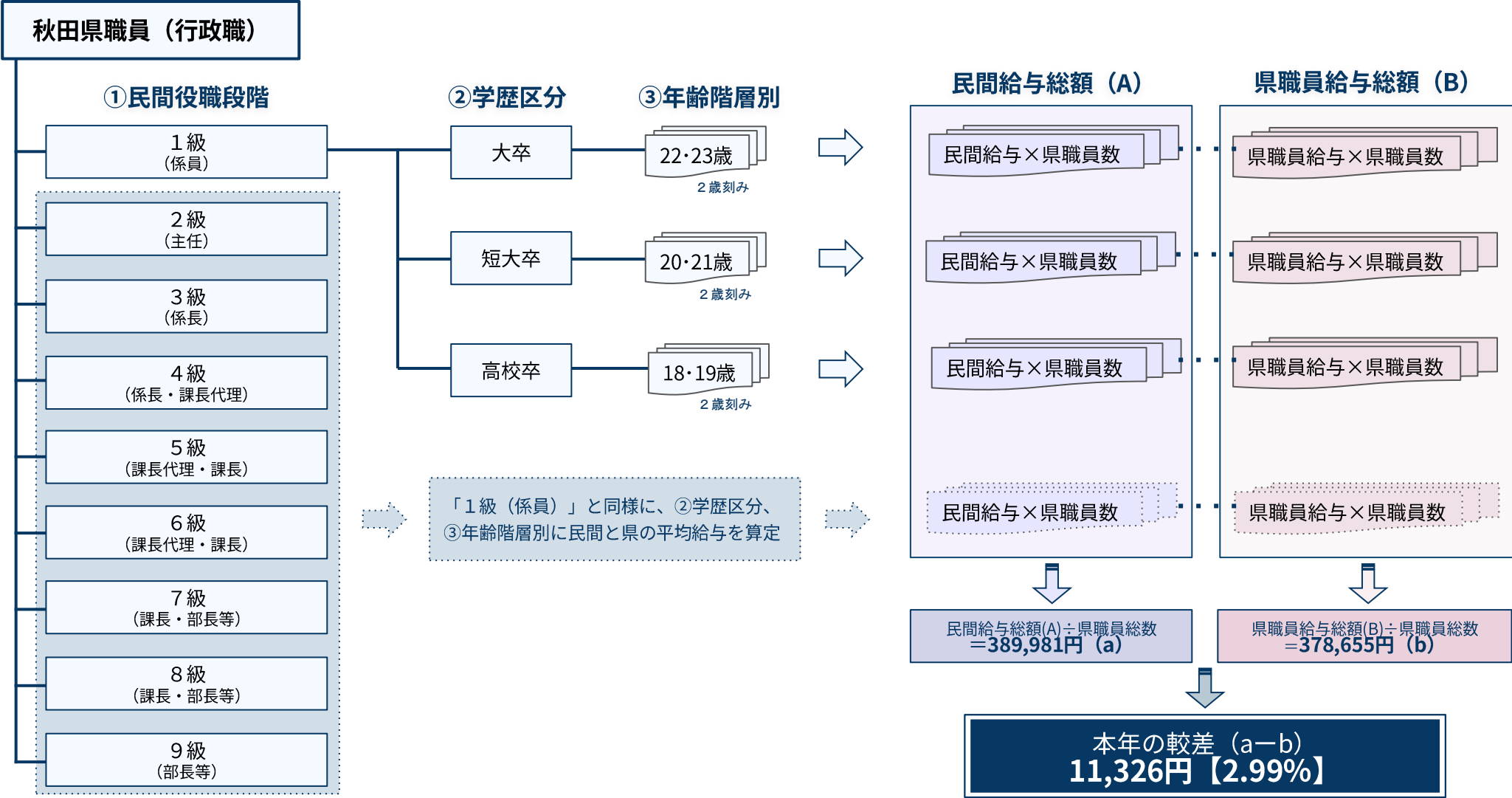
04 給与勧告の手順

- ❖ 月例給については、県職員と民間従業員の4月分の給与を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。
- ❖ 特別給については、民間の特別給（ボーナス）の直近1年間の支給実績を調査した上で、民間の年間支給割合と県職員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



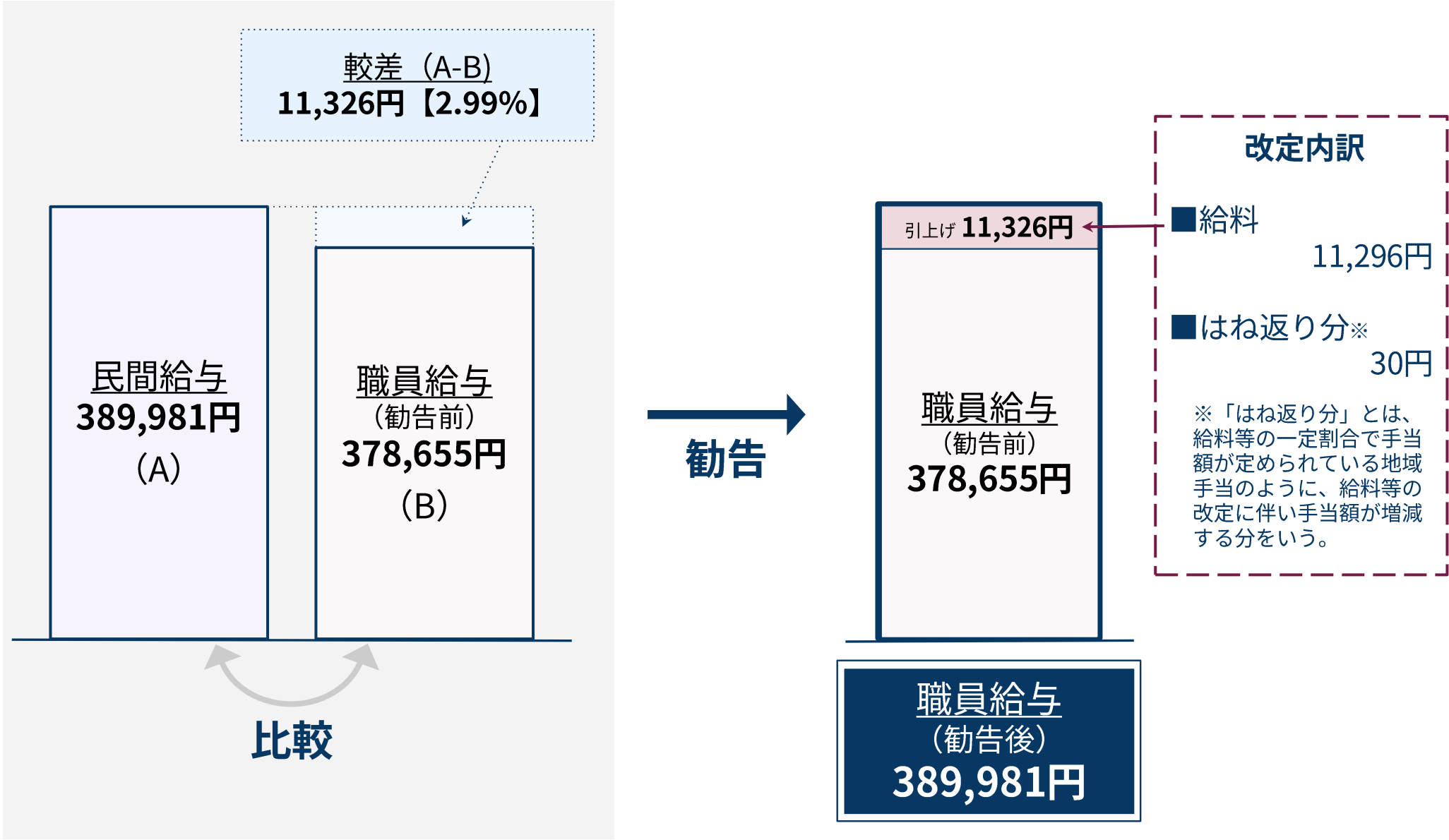
05 月例給の比較方法（ラスパイレス比較）

- ❖ 月例給の民間事業所との比較（ラスパイレス比較）では、県職員（新規採用者等を除く行政職給料表適用職員）に民間の給与額を支給した場合の総額（A）と、現に支払っている総額（B）を比較し、その差を算出しています。
- ❖ 具体的には、①役職段階、②学歴区分、③年齢階層別の県職員の平均給与と、同条件の民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



06 民間給与との較差に基づく給与改定

❖ 本年の民間給与との較差**11,326円（2.99%）**を解消するため、次のとおり月例給与を改定します。



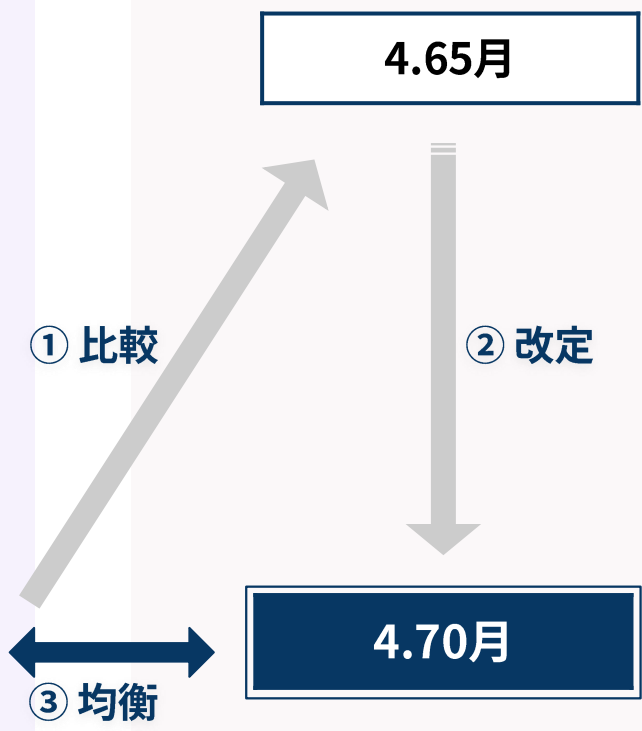
07 特別給の比較方法

- ❖ 特別給の民間事業所との比較では、民間の過去1年間の特別給（ボーナス）の支給実績を、下半期（R7.8～R8.1）と上半期（R8.2～R8.7）に分けて精確に把握して年間の支給割合を算出し、県職員の特別給（期末・勤勉手当）の支給月数と比較しています。
- ❖ 一般職の支給月数は、民間の支給割合の小数点以下第2位を2捨3入又は7捨8入し、0.05月単位で定めています。
- ❖ 本年は民間の支給割合が4.70月であるため、支給月数を**4.70月**として民間との均衡を図ることとします。

民間の特別給の支給状況

項目 \ 区分		民間 (事務・技術等従業員)
平均所定内給与月額	下半期 (A 1)	361,599円
	上半期 (A 2)	383,343円
特別給の支給額	下半期 (B 1)	873,502円
	上半期 (B 2)	875,435円
特別給の支給割合	下半期 (B 1 / A 1)	2.42月
	上半期 (B 2 / A 1)	2.28月
年間平均		4.70 月

県職員の特別給の年間支給月数



08 行政職モデル給与例

職務段階	年齢	勧告前		勧告後		増減額	
		月額	年間給与	月額	年間給与	月額	年間給与
主事	18歳 (高卒初任給)	208,343円	3,469,000円	217,927円	3,639,000円	9,584円	170,000円
	22歳 (大卒初任給)	239,488円	3,987,000円	249,074円	4,160,000円	9,586円	173,000円
	25歳	250,374円	4,169,000円	259,960円	4,341,000円	9,586円	172,000円
主査	35歳	318,008円	5,369,000円	329,108円	5,573,000円	11,100円	204,000円
副主幹	45歳	400,256円	6,850,000円	412,469円	7,082,000円	12,213円	232,000円
チームリーダー	50歳	409,026円	7,572,000円	421,239円	7,804,000円	12,213円	232,000円
本庁課長	55歳	447,227円	8,608,000円	461,054円	8,874,000円	13,827円	266,000円
本庁部長	58歳	529,476円	11,363,000円	546,028円	11,712,000円	16,552円	349,000円

(注)「年間給与」は、給料月額、管理職手当及び期末・勤勉手当を基礎に算定している。

項目 年	月例給			特別給（期末・勤勉手当）		平均年間給与（行政職）	
	改定額	改定率	主な勧告の内容	年間支給月数	対前年増減	増減額	増減率
平成28年	417円	0.11%	給料表の引上げ（H28.4実施） 扶養手当の見直し（H29.4実施）	4.10月	0.05月	24,981円	0.42%
平成29年	—	—	—	4.15月	0.05月	18,025円	0.31%
平成30年	349円	0.09%	給料表の引上げ、宿日直手当の引上げ（H30.4実施）	4.25月	0.10月	41,538円	0.71%
令和元年	389円	0.11%	給料表の引上げ（H31.4実施）	4.35月	0.10月	42,226円	0.71%
令和2年	—	—	—	4.30月	△0.05月	△18,321円	△0.31%
令和3年	—	—	—	4.20月	△0.10月	△36,471円	△0.62%
令和4年	626円	0.17%	給料表の引上げ（R4.4実施）	4.30月	0.10月	45,710円	0.79%
令和5年	3,794円	1.04%	給料表の引上げ（R5.4実施）	4.45月	0.15月	116,644円	2.01%
令和6年	10,804円	2.95%	給料表の引上げ（R6.4実施）、寒冷地手当の支給 額・支給地域の見直し、給与アップデートに準じた給 料表等の見直し（主にR7.4実施）	4.60月	0.15月	233,610円	3.96%
令和7年	11,325円	3.07%	給料表の引上げ（R7.4実施）、通勤手当等の各種手 当の見直し（主にR7.4実施）	4.65月	0.05月	210,446円	3.46%
令和8年	11,326円	2.99%	給料表の引上げ（R8.4実施）	4.70月	0.05月	211,804円	3.36%